

成年後見制度と 支部税務支援の推進について

1、はじめに

認知症(痴呆)の老姉妹がリフォーム業者に騙され、自宅を競売にかけられるという事件が埼玉県で起きました。新聞に報道されたことから成年後見制度も漸く世間の関心を集めるようになりました。杉並区においても認知症の高齢者がリフォーム業者に800万円を騙されて損失を被った例が報告されています。

また広大な自宅に子供もなく配偶者も既に死亡しているため、近所の姪の介護を受けながら平穩に暮らしている認知症の高齢者がいました。しかし、その高齢者が認知症であることを知った後妻の連れ子が十数年間音信不通であったにも関わらず突然現れて、養子縁組をしました。その後、連れ子は資産家高齢者の財産を乗っ取りました。高齢者は自宅で暮らしたいという希望も叶えられず、その後この施設に入居したのか他の親族は誰も知らないという状態になっている例もあります。

このように全国社会福祉協議会のアンケートによりますと、認知症の高齢者が受けた財産被害の被害者の約半分は子どもなど親族によるものです。親族に介護を受けている負い目からか、高齢者からの財産被害の訴えは少ないとの報告がされています。

親族による年金等の使い込みにより食事も事欠く高齢者や十分な介護が受けられない高齢者虐待の例もあります。その他事故による高次脳障害者の受取保険金について親族の浪費等による財産被害の例など水面下における財産侵害問題があります。これら認知症の高齢者、障害者に対する財産管理は、税理士にとって得意とする業務分野でもあり、これから益々社会的要請が増すものと思われまします。

2、区市町村申し立て手続き緩和
成年後見制度の利用は本人、配偶者、四親

等内の親族が申し立てる例が多いのですが、身寄りのない人や近くに親族がいない人の場合、悪徳商法からこれらの人達を守るため民生委員等が区市町村に連絡し、区市町村長が家庭裁判所に審判の申し立てをすることが可能とされています。これまで厚生労働省は親族に代わって区市町村長が申し立ての承諾を得るために、「4親等内の親族の有無の確認」を条件としてきました。甥姪の子、いとこ、ひ孫の子まで対象となるため、町田市ではその対象が170人を超える例も出ました。これら全員の戸籍謄本を取り寄せる事務手続きが煩雑なため制度の利用が進みませんでした。

厚生労働省は平成17年7月29日、確認の対象を2親等内の親族の有無の確認とする通知を出しました。これにより確認が10人程度で済むようになり、確認期間も短縮されます。

3、厚生労働省の地域包括支援センター構想

厚生労働省は、平成18年度から総合的の重度化防止のため介護保険の要支援と要介護度1の利用者のうち予防サービスの効果の見込める人を新予防給付に移行します。予防重視を打ち出したその核となる存在が「地域包括支援センター」です。

- その主な業務は次の(1)から(4)です。
- (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
 - (2) 軽度者、その予備軍を対象とした介護予防マネジメント
 - (3) 支援困難事例等へのケアマネジャーに対する支援、地域ネットワーク構築などの包括的・継続的マネジメント
 - (4) 虐待防止・早期発見、権利擁護について行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスへつなぐ制度横断的支援事業

右記の地域包括支援センターの業務には保

健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が専任であたります。人口2万人から3万人に1カ所の割合で設置される予定です。

地域包括支援センター運営協議会(仮称)は包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公平性の確保の観点から、地域の実情を踏まえ次の から から選定されます。介護保険サービスの関係者

利用者、被保険者(老人クラブ等) 地域医師会、介護支援専門員等の職能団体 権利擁護・相談を担う関係者 NPO等の地域サービス関係者

この運営協議会はセンターの運営支援、評価、地域資源のネットワーク化、中立性の確保、人材確保支援と業務を担います。

(4)の「権利擁護事業」の中には成年後見制度も組み込まれています。その権利擁護推進のため成年後見制度推進機関の設置が必要となってきました。

4、成年後見活用あんしん生活創造事業

成年後見制度の利用が進んでいないことから、厚生労働省を踏まえて、東京都は平成17年度、成年後見活用あんしん生活創造事業を創設し、制度の活用を促進することにしました。

- 平成17年度事業内容:
- 「区市町村への補助による取り組みの推進」
 - 「成年後見制度推進機関の立ち上げ支援」
 - 「成年後見制度推進機関への事業支援(法人後見の実施、後見人のサポート、地域ネットワークの活用等)」
 - 「負担能力のない利用者への支援(申立経費の補助等)」
 - 「東京都による環境整備」
 - 「成年後見制度の普及・PR」
 - 「区市町村担当職員のスキルアップのための研修」
 - 「後見人の育成等」

区市町村からの相談対応



永井久美子 荻窪

区市町村からの相談対応
東京都では、これらの事業の直接実施については、関係機関と連携または一部実施となつていきます。しかし関係機関は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、東京都社会福祉協議会等となっており、税理士会が含まれていません。このことは、本会が成年後見制度に取り組んでいることが認識されていないため漏れたのではないかと推察されます。東京税理士会としての受け入れ体制を早急に整え東京都への働きかけが必要とされるところで

5、杉並区の成年後見推進機関への取り組み

厚生労働省の地域包括支援センター、東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業を受け、杉並区においても17年度杉並区成年後見利用者支援検討会が設置され、成年後見制度推進機関の設立にむけ検討が始まりました。

検討会は司法書士会杉並支部、東京税理士会杉並支部及び荻窪支部、杉並社会福祉士会、杉並医師会、民生委員協議会、杉並区障害者団体連合会、学者、杉並区社会福祉協議会、杉並法曹会、在宅支援センターから各1名の委員で構成されています。

東京都と同様に各区においても、税理士が成年後見制度に関わっていることが認識されていないと推察されます。杉並区においては検討委員会に税理士も入りましたが、各区において同様の検討会が設置されている場合、各支部の税理士が積極的に区市町村に働きかけ、参加することが必要と思われまします。早ければ平成18年度から平成19年度にかけて各区において成年後見推進機関が設立されるものと思われまします。

6、想定される成年後見制度推進機関の機能
昨年、全国女性税理士連盟と司法書士の社

団法人成年後見センター・リーガルサポートとの合同成年後見相談において、税務に関連する相談は全体の4割を超えました。成年後見推進機関への税理士の参加がなされないため税務援助ができないことは、利用者にとつてもはなはだ不都合な事であり、税理士の社会貢献が問われる事にもなります。成年後見制度推進機関の機能のうち税理士も関与すると思われる項目を挙げてみます。

- 総合相談・情報提供
- ケース会議
- 専門委員会
- 任意後見の支援
- 法人後見・後見監督人等の受任
- 後見人のサポート
- 周知普及活動

地域関係者とのネットワークの形成
特に、これらの税務支援に専門家としてどう関わるかは各支部の今後の検討課題となることとしよう。

7、各区市町村における専門団体とのネットワークの現状

- 品川区(社協)「品川成年後見センター」
- 成年後見センター・リーガルサポートと連携を取っています。
- 医師はかかりつけ医を中心にお願ひしています。
- 足立区(社協)「権利擁護センターあだち」
- 専門団体へ紹介をしています。
- 希望があれば、相談者が決めた専門団体への連絡の仲介を行っています。
- 世田谷(社協)「権利擁護センターあんしん世田谷」
- 月1回、成年後見連絡会(弁護士、司法書士、社会福祉士、区職員)を開き、難しいケースの検討を行っています。
- 希望があれば後見人の紹介も行います。
- 板橋区(社協)「板橋区権利擁護センター」
- 各専門団体へ紹介しています。
- 中央区(社協)「権利擁護センターすてっぷ中央」

立ち上げたばかりで、まだ具体的なネットワークはありませんが、これから作る意向です。

多摩5市・多摩南部成年後見センター(中間法人)

センターの運営に各専門職が参加。

・ 理事会、8名・学識経験者2名、弁護士1名、5市代表者、監事・社会福祉士

・ 業務指導委員会、7名・弁護士3名、社会福祉士、医師、司法書士、センター長各1名、利用の開始・終了、利用中の処遇に関する必要事項等を審議指導します。年6~8回程度開催予定。

・ 顧問、5名・弁護士2名、社会福祉士、医師、税理士各1名、専門的な立場から処遇や利用相談に対するアドバイス。特に専門的な知識を必要とする利用者への支援にあたりまします。

登録制の弁護士等紹介制度を運用。

・ 登録者・弁護士3名、司法書士8名、社会福祉士6名

杉並区(社協)「あんしんサポート」

・ 司法書士、弁護士、社会福祉士、かかりつけ医へ紹介をしています。

8、さいごに

税理士は相続人のために、如何に多くの財産を残すか考えまします。しかし成年後見制度は、本人のために財産を使う考え方に違いがあります。会員が後見人を受任した場合の支援、普及教育活動の中心となるため、また具体的税務事例の遭遇した場合の相談窓口となるため、その税務支援をする体制が支部に必要となります。

既に平成12年4月から成年後見制度に取り組んでいる社会福祉士、司法書士からは、被後見人の居住用不動産の売却に関する事例も多くなり、その税務申告について成年後見のわかる税理士紹介の要望があります。また今後各区市町村において、成年後見制度推進機関の設立が予想され、その税務援助の要望も出てまします。

税理士以外の親族後見人その他の後見人にとって、裁判所へ提出する財産目録の作成、収支報告書の作成は大変な労力を要する作業であり、この分野においても税理士の税務支援が求められています。

税理士会は成年後見制度において、司法書士会、社会福祉士会、弁護士会に比べその取り組みが遅れました。しかし関心があるなしに関わらず、成年後見制度における税務支援が必要とされています。これから専門職としての社会的要望に答えるために各支部において成年後見委員会の立ち上げ等、税務支援の体制作りが早急に行われることを切望致します。

す。